

憲法改正に思いを馳せ

石井義哲

立候補への思い

自民党総裁選に臨まれた安倍晋三現首相が、憲法 9 条を改正し、自衛隊を国防軍にすべきであると主張しておられましたので、まさにそのとおりであるとの思いから、4月1日の退官で出遅れ感は有りましたが急遽立候補を決意しました。

田母神元航空幕僚長には後援会会長として全国各地で応援演説して戴き、多くの方々からのご支援もいただきながらも目的を達成出来ませんでした。ここに紙面をお借りして私の考えを述べさせていただきたいと思えます。

憲法改正についての「ねじれ」は存在

政権連立与党の自公が圧勝し、これにより衆参のねじれが解消されたと云われていますが、憲法改正に関して公明党は極めて消極的であり、安倍首相の悲願である憲法9条改正による「国防軍創設」は未だに遠い目標と言わざるを得ません。

そのためか、選挙直後から俄かに憲法解釈による集団的自衛権の容認を模索する動きが見られるようになりました。しかし、私は解釈変更のみに終わるのではと危惧するものです。

安保法制懇の報告に注目

安倍第1次政権が設置した安保法制懇が2008年にまとめた報告書は、「憲法第9条は、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁じたものではない」と明記しています。また、最近になって安保法制懇は自衛隊の武器使用や武力行使の判断基準を各国軍隊と同様の国際法基準に改める方向性を示しています。

しかしながら、政府はこれまで一貫して「集団的自衛権を行使することは、憲法上許されない。国連の集団安全保障にも参加できない。」という立場を採ってきており、整合性を求められることは必至です。果たしてどのような場合に自衛隊を派兵させるのか、内閣法制局による国民の誰もが納得する説明が必要です。

何故、憲法9条改正が必要か

憲法解釈の変更により、行動範囲や基準が各国軍隊と同様になったとしても「最も根本的な問題」が残されてしまいます。その問題とは、つまり、陸海空軍その他の戦力を保持しないと明記する憲法9条2項の記述により、自衛隊を憲法違反とする政党や自衛隊の活動に反対するグループがこれからも存在し続けるということです。国を守る組織が憲法に

明記されず、国民の中にこれを憲法違反だと主張する勢力が居る、そのような国家は世界中を探しても日本以外に存在しません。

憲法前文も改正する必要がある

憲法前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我々は国民の生命と安全を保持しよう」と書かれています。国際連合を中心として世界の平和を追求しようとするこの考え方は、今日の我が国周辺の状況に鑑みても余りにも理想主義的であることは明白です。前文と憲法9条と併せて読解すれば、自国の安全保障は諸外国の判断に任せるのであって自分達はこれを達成する手段である軍隊を保有するつもりはない、つまり自分たちの国を自分たちで守る意志は無い、また、国際社会の一員としての義務も果たすつもりはないと宣言しているに等しいのです。

安倍晋三政権の憲法改正への協力

真に自立した国家を創り上げるには、確固たる国家観、歴史観を持ち、自虐史観に囚われていない安倍首相による憲法改正が必須です。

そして、自民党内部の憲法改正消極派や公明党の反対を押し切るためには、野党の中にも安倍首相の政策の遂行に協力する勢力が必要です。私自身、微力ながらこれからも憲法改正に努めて参る所存です。